決裁 健康保険 被保険者報酬月額変更届 正 常務理事 事務長 課長 係長 係員 健康保険被保険者証に 記載されている番号を記入してください。 記 **介和 3 年 7** 月 5 受付目付印 事業所記号 0 6 提 事業所 〒 113 - 0021 改定年月の1日が当組合受付年月日から60日以上遡及する場合は、 出 所在地 東京都文京区本駒込6-2-19 次の①及び②を添付してください。 ①固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月まで(4ヶ 事業所 健康保険被保険者証に記 記 株式会社 健康保険事業研究 月間)の賃金台帳の写し 名称 載されている番号を記入 ②固定的賃金の変動があった月から改定月の前月まで(3ヶ月間) してください。 の出勤簿の写し 主業主 健保 一郎 ※ 役員の場合は、取締役会等の議事録の写しについても添付して 氏 名 ください。 電話番号 03 (3946 8561 被保険者 整理番号 1 ② 被保険者氏名 ③ 生年月日 ④ 改定年月 ① 個人番号 項 ⑤ 従前の標準報酬月額 ⑥ 従前の改定月 ⑦ 昇(降)給 ⑧ 溯及支払額 目 名 報酬月額 (14) 総計 18 備考 給与計算0 基礎日数 (15) 平均額 給 与 支給月 決定後の 標準報酬月額 ①通貨によるものの額 ① 現物によるものの刻 (13) 合計((11)+(12)) 16) 修正平均額 個人番号は記入しな いでください。 123 服装 太郎 5 - 4111273 年 5 F 7)昇(隆)給 1. 昇給 8)溯及支払額 昇給・降給の理由 410 千円 410 年 月 月 2. 降給 四 (10)日数 (基本給 50,000円昇給 11)通貨 460,000 0 1.380.000 四 田 460 000 四 田 日 н 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3 月 28 日 460 000 460.000 円 0 円 460,000 円 円 470 3. 二以上事業所勤務者 16條正平均額 4. その他(4 月 31 В 460,000 460,000 四 四 四 四 7 - 0201013 月 125 服装 花子 年 7)昇(降)給 (1.)昇給 1. 昇給・降給の理由 150 千円 150 千円 年 9 月 月 2. 降給 月 円 9支給月 (10)日数 **⑪通貨** 12現物 3合計(①+位) パート 時給単価100円増額 2 178 500 н 円 n 円 178 標準報酬月額が5等級以上引き下がる場合は、次の①及び②を添付してください。 ①固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月まで(4ヶ月間)の賃金台帳の 5 月 20 В 170,000 円 0 円 170 写1. ②固定的賃金の変動があった月から改定月の前月まで(3ヶ月間)の出勤簿の写し 6 月 В 19 161,500 円 円 ※ 役員の場合は、取締役会等の議事録の写しについても添付してください。 社員食堂などで食事が支給される場合や住宅(社宅や寮など)の貸与など、現物で支給されるものについては、 その現物を厚生労働大臣が定めた都道府県ごとの標準価額(毎年見直しが行われます。)に基づいて通貨に換 算し、通貨による支給分と合算して標準報酬月額の決定を行います。ただし、被保険者から費用の一部を徴収 1 昇給・降給の理由 .ている場合は、厚生労働大臣が定めた標準価額の3分の2以上の額を徴収しているときは現物給与とみなさ 管理職手当 30,000円支給 れず、報酬に算入されません。 例として、被保険者から費用の一部を徴収している場合。 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 東京都の事業所で、昼食を21日分支給した場合。 3. 二以上事業所勤務者 標準価額(令和3年度価額): 250円 × 21日分 = 5,250円 標準価額の3分の2:5,000円 × 2/3 = 3,500円 4. その他(被保険者からの徴収額が3,500円以上の場合・・・・・現物給与とならず報酬に算入されません。 被保険者からの徴収額が3,500円未満の場合・・・・・標準価額との差額が報酬となります。 ⑧遡及支払額 7)昇(降)給 1. 昇給
 (1) 異絵・隆絵の理由
月 ②降給 千円 千円 年 円 (10)日数 (役員報酬 500,000円減額 们通貨 19.現物 (3)合計((1)+(7)) 1.500.000 日 500,000 円 円 500,000 四 月 6平均額 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) **▲** 千円 5 月 30 ⊟ 500.000 円 0 円 500,000 円 四 500 3. 二以上事業所勤務者 4. その他(月 31 日 500.000 500.000 円 0 四 Щ 円 153 健保 祐· 050302 3 年 7 月 ユ 昇給・降給の理由 月 2. 降給 142 142 15,000 千円 厚 千円 年 9 月 月 円 健 4月に3月に遡った昇給があり、昇給差 9支給月 (10)日数 (13)合計((11)+(12)) 前涌貨 12)現物 (額15,000円を4月に支給 州 171,000 5 250 497,400 月 В 円 175,800 円 円 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 5 月 30 日 156,000 円 5.250 円 160,800 円 165,800 円 160 3. 二以上事業所勤務者 心修正亚均類 4. その他(6 月 31 ⊟ 156.000 円 5.250 円 160.800 円 160.800 円 月21日、社員食堂にて昼食を支給、本人より費用徴収な